

各都道府県介護保険担当課（室）
各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課ほか

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて

計2枚（本紙を除く）

Vol.194

平成23年4月22日

厚生労働省老健局介護保険計画課ほか

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。]

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 2260、2164)
FAX：03-3503-2167

事務連絡
平成23年4月22日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る利用料等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについては、これまで「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年3月17日、22日、23日及び24日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により利用料の減免及び猶予についてお示しするとともに、保険者の判断により被保険者の利用料の免除を行うことについて、特段の配慮をお願いしているところです。

このたび、あらためて下記のとおり対象者の範囲を拡大することとしましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1 対象者について

被保険者が、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨の申し立てを行った場合でも、同様に取り扱うものであること。

2 取扱いの期間

当面、5月までの介護サービス分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとする。なお、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていたが、指示の解除の対象となった場合であつ

ても、引き続き、5月までの介護サービス分について、5月末日まで、支払を猶予をする。

3 サービス事業所等における介護報酬の請求について

1に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。